

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第7号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和27年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>第1条</b> 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第10条</u>の規定による登録を受けようとするものは、公立博物館にあつては別記第1号様式、私立博物館にあつては別記第2号様式による登録申請書を静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p><b>第2条</b> <u>教育委員会は法第12条に規定する登録要件の審査に当り、<u>実地調査及び学識経験者の意見を徴する等審査の適正を期さなければならない。</u></u></p> <p><b>第3条</b> （略）</p> <p><b>第4条</b> （略）</p> <p><b>第5条</b> <u>法第14条第2項の規定による陳述の機会</u>は口頭及び文書によるものとする。</p> <p><u>2 前項の規定による指示に対し、その指示した日より15日以内に何等の意志表示のないときは、陳述の意思のないものとみなす。</u></p> <p><u>3 登録の取消の場合は第2条の規定を準用す</u></p>	<p><u>（登録の申請）</u></p> <p><b>第1条</b> 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第11条</u>の規定による登録を受けようとする者は、公立博物館にあつては別記第1号様式、私立博物館にあつては別記第2号様式による登録申請書を静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p><u>（登録の通知）</u></p> <p><b>第2条</b> （略）</p> <p><u>（変更の届出）</u></p> <p><b>第3条</b> （略）</p> <p><u>（教育委員会への定期報告）</u></p> <p><b>第4条</b> <u>法第16条の規定により運営状況について報告する博物館の設置者は、教育委員会が別に定める期限までに、年報及び収支報告書等の資料を添えて、教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>（登録の取消し）</u></p> <p><b>第5条</b> <u>教育委員会は、法第19条第1項の規定により登録の取消しをしたときは、別記第7号様式により当該博物館の設置者に対し、その旨を通知しなければならない。</u></p>

る。

4 教育委員会は登録の取消をしたときは、別記第7号様式により当該博物館の設置者に対し、その旨を通知しなければならない。

**第6条** 博物館を廃止したときは、別記第8号様式によりすみやかに教育委員会に届け出なければならない。

**第7条** 教育委員会は、次に掲げる事項について、その都度公示しなければならない。

(1) 法第10条の規定による登録をしたとき

(2) 法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき

(3) 法第14条第1項の規定による登録の取消をしたとき

(4) 法第15条第2項の規定による登録のまつ消したとき

**第8条** 博物館の設置者は、教育委員会の求めに応じて、必要な事項について報告しなければならない。

(博物館の廃止)

**第6条** 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、別記第8号様式により速やかに教育委員会に届け出なければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記第1号様式

博物館登録申請書

年 月 日

静岡県教育委員会 殿

設置者 氏名

事項	記載欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

法第12条の規定により次の書類を添付し、前記のとおり登録を申請します。

記

- 1 館則の写し
- 2 設置条例又は登記事項証明書
- 3 博物館運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類
- 4 博物館資料の目録
- 5 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- 6 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- 7 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴並びにその他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- 8 組織図等の博物館運営を行う組織の様態を示す書類
- 9 職員への研修の実施計画又は実績
- 10 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- 11 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類（借用している場合は、契約書等の書類）
- 12 防災及び防犯並びに多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

備考 博物館資料目録は次の様式によること。

博物館資料目録

資料の種別	資料の種類及び数量
自然科学に関する資料	
人文科学に関する資料	

注 詳細な資料目録の内訳は、別に添付することが望ましい。

別記第2号様式

博物館登録申請書

年 月 日

静岡県教育委員会 殿

設置者 氏名

事項	記載欄
設置者の名称	
設置者の住所	
博物館の名称	
博物館の所在地	

法第12条の規定により次の書類を添付し、前記のとおり登録を申請します。

記

- 1 館則の写し
- 2 法人登記事項証明書
- 3 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等
- 4 民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類
- 5 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類
- 6 博物館を設置する法人において、自ら反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類
- 7 博物館運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類
- 8 博物館資料の目録
- 9 展示、学習機会の提供、調査研究等の事業の計画又は実績を示す書類
- 10 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- 11 館長及び学芸員の氏名、職務内容及び経歴並びにその他の職員の名簿及び職務分担を示す書類
- 12 組織図等の博物館運営を行う組織の様態を示す書類
- 13 職員への研修の実施計画又は実績
- 14 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- 15 博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態を示す書類（借用している場合は、契約書等の書類）
- 16 防災及び防犯並びに多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

備考 博物館資料目録の様式は別記第1号様式に示すところによる。

第3号様式中「第3号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第4号様式中「第4号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第5号様式中「第5号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第6号様式中「第6号様式」を「別記第6号様式」に、「博物館法第13条第1項」を「法第15条第1項」に改める。

第7号様式中「第7号様式」を「別記第7号様式」に、「博物館法第14条第1項」を「法第19条第1項」に改める。

第8号様式中「第8号様式」を「別記第8号様式」に、「博物館法第15条第1項」を「法第20条第1項」に改める。

#### **附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。